

奈良県 100 年企業顕彰実施要綱

(目的)

第1条 幾多の困難及び時代の変化を乗り越え、長年に渡り企業活動を行い、本県経済の振興及び発展に貢献した県内企業を顕彰することにより、県内企業の持続的な発展、従業員の勤労意識の高揚及び県民の県内企業への理解促進を図り、もって本県経済の活性化に繋げることを目的とする。

(顕彰の対象)

第2条 本要綱による顕彰の対象は、次の各号に掲げる要件を全て満たし、かつ、主に産業分野において本県経済の振興及び発展に貢献した長年の功績があり、県内企業の模範とできる企業とする。

- (1) 企業存続の観点から評価に値する取組により、経営の安定化、事業拡大等を図り、長きに渡る企業活動を通じて地域経済の発展及び活性化に貢献していること。
- (2) 顕彰対象年度の4月1日から起算して100年前の3月31日以前に創業し、かつ、創業時から現在まで事業を継続していること。ただし、次に掲げる要件のいずれかを満たす場合も事業を継続しているものとみなす。
 - ア 現在の事業の継続年数に経営形態の変更前の事業の継続年数を加えた年数が100年以上となること。
 - イ 現在の業種の営業年数に現在の業種に転換する前の業種の事業の継続年数を加えた年数が100年以上となること（ただし、経営の安定化又は事業拡大のための転換に限る。）。
 - ウ 戦争のため昭和12年以降営業を休止し、又は合併したことにより中断した期間を事業の継続年数に算入した場合、事業の継続年数が100年以上となること。
- (3) 県内に本店を有する企業であること。
- (4) 推薦時点での業績が黒字であること（特殊要因による赤字は除く）。

(顕彰の対象としない企業)

第3条 次の各号に掲げる企業については、県内企業の模範でないとして、顕彰の対象としない。

- (1) 過去5年間に重大悪質な事案で法令等に違反し、処分等を受けた企業
- (2) 営業の継続等に関し訴訟その他の紛争の当事者となっている企業
- (3) 企業の役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である企業又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している企業
- (4) 政治団体、宗教上の組織又は団体に相当する企業
- (5) 県税の未納がある企業
- (6) 風俗営業、娯楽業（映画業を除く）、医療業、保険衛生業、宗教、教育又は、自由業

を営む企業

(7) その他法令上又は社会通念上顕彰にふさわしくないと判断される企業。

(被顕彰者の決定)

第4条 被顕彰者は、業界団体の長等が推薦する企業であって、第2条各号に掲げる要件に該当を全て満たすもののうちから、奈良県経営革新計画評価等委員会において審査の上、知事が決定する。この場合において、知事は、決定に当たり必要に応じて実地調査又はヒアリングを行うことができる。

(推薦者)

第5条 前条に規定する「業界団体」とは、次の各号に掲げる団体のいずれかに該当する県内の団体をいう。

- (1) 顕彰を受けようとする企業（以下「申請者」という。）が所属する業界団体
- (2) 市町村
- (3) その他知事が適当と認める団体

(手続き)

第6条 申請者は、申請書兼経歴調書（第1号様式）、業歴書（第2号様式）、及び誓約書（第3号様式）に奈良100年企業顕彰推薦書（第4号様式）、納税証明書、直近の決算書、及び創業から100年が経過していることを証明する物件を添付し、知事に提出しなければならない。

(顕彰の方法)

第7条 顕彰は、知事が表彰状及び記念品を授与して行う。

(顕彰の取消し)

第8条 顕彰後に第2条の各号に掲げる要件のいずれかを満たさない判明した場合又は第3条の各号に掲げる企業のいずれかに該当することが判明した場合は、調査の上、当該顕彰を取り消すものとする。

(事務)

第9条 本顕彰に関する事務は、産業部産業創造課において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、奈良県100年企業顕彰に必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和6年12月5日から施行する。